と畜場の病畜と室で処理された起立不能牛のと畜検査所見

〇竹田祥子 1)　中城了 1)　刈屋達也 2)
1)早来食肉衛生検査所　2) 上川総合振興局保健環境部環境生活課

【はじめに】と畜場の病畜と室は、一般と室では処理できないと判断された獣畜を処理する、一般と室から隔離された施設である。当所が所管すると畜場においては、病畜と室を使用する理由の大半は牛の起立不能である。
牛の起立不能は、原因として代謝性、運動器系の疾患、急性全身性の疾患等があげられ、起立不能の状態が長期に及べばその予後は悪く、予後不良と判断されれば、農場にて殺処分されるか、と畜場に出荷される。今回、病畜と室で処理した起立不能牛については検査所見をとりまとめ、知見を得たので報告する。
【方法】2018 年 7 月 22 日～2019 年 4 月 30 日の間に A と畜場の病畜と室で処理された獣畜 146 頭中、生体検査時に起立不能であった 122 頭を対象とし、①病歴と解体後検査所見 ②発症～と畜場搬入までの経過日数と枝肉割除重量、③解体後検査所見　④解体後検査所見の品種別特徴について調査した。
【結果】①滑走、転倒した、難産だった等の情報が 78 頭（72%）から得られ、難産→骨盤腔内の出血が顕著であった等 52 頭が解体後検査結果に直結する内容だった。②発症当日に搬入されたものが 20 頭（16%）、1～3 日以内が 44 頭（36%）、1 週間以上経過したものが 16 頭（13%）だった。発症～搬入までの経過日数と枝肉割除重量に相関はみられなかった。③35 頭（29%）が全部廃棄、後肢の筋損傷が著しく股関節等以下で全てを廃棄したものが 39 頭（32%）、後肢の一部を割除し廃棄したものが 23 頭（19%）だった。④品種別内訳はホルスタイン経産牛 58 頭（48%）、肉用繁殖牛 28 頭（23%）、肥育牛（乳用種、肉用種含む）32 頭（26%）、その他 4 頭（3%）であった。ホルスタイン経産牛（58 頭）では後肢の筋損傷や全身性の疾患が疑われる内臓所見等様々であったのに対し、肉用繁殖牛（28 頭）では 9 頭（9/28 ,32%）が牛白血病で全部廃棄となり、後肢の損傷は股関節等以下全てを廃棄した重度のもののみであった（11/28,39%）。また、肥育牛(32 頭)では、後肢に筋損傷が認められたものが 20 頭（20/32 62%）で、重症度は様々であった。
【考察】枝肉割除重量は、個々の病態によって決定するため発症～搬入までの経過日数と枝肉割除重量に相関性はなかったと考えられた。
半数以上で後肢の筋損傷が認められたことから、牛の起立不能の多くは既報のとおり後肢の損傷等に起因することが推察された。品種別でみるとホルスタイン経産牛は、既知のとおり周産期の代謝性疾患等複数の要因が重なることで起立不能となるため解体後検査所見は様々で、肉用繁殖牛では牛白血病が起立不能の要因として重要であることが示唆された。また、高体重の肥育牛は後肢損傷が軽度でも起立不能に至るが、軽度のうちに搬入すれば食用転化率は高いと考えられた。
今回は 52 頭（52/122 43%）から、解体後検査所見に直結する稟告が得られた。今後も、詳しい稟告の聴取を行い生体搬入の段階から体系的に検査をし、適確な診断とそのフィードバックに努めたい。